

地域福祉総合支援事業補助金交付申請に関するQ & A

※ 申請前に必ずお読みください。

Q 1 応募手続きはどこですのですか？

- ① 応募の手続き先は、申請する事業内容によって以下のとおり担当が異なります。
 - 施設整備事業の場合：補助事業対象施設を管轄する広域本部福祉課
 - 地域福祉活動事業の場合：申請団体の住所地を管轄する広域本部福祉課ただし、いずれの事業の場合も、熊本市内の場合は県庁健康福祉政策課地域支え合い支援室が受け付けます。
- ② 対象施設の住所地又は申請団体の住所地に応じて、**事前相談**を各地域振興局等の県の機関で行いますので、**9月18日（金）までに必ず事前相談を行ってください。**
- ③ **応募は、事前相談後に受け付けます。**
募集要項に添付している申請書及び添付書類をすべて準備されたうえで、令和2年**9月25日（金）までに提出**してください。（郵送の場合も当日必着です）

※ 募集要項5～7ページ「8 申請方法等」で詳細を御確認ください。

Q 2 事前相談とはどのようなことを行うのですか？

事前相談とは、申請書提出の前に、事業内容や補助対象経費などを詳しくお聞きし、その後の申請手続きをスムーズに行うためのものです。
事業の進め方等に関するご相談や、申請書類の記載内容に不備がないか等の確認を行わせていただきます。

事前相談に必要な書類：申請書類を仮作成のうえ（添付書類含む）郵送又はご持参ください。

Q 3 事前相談をしないと、申請できないのでしょうか？

申請後の手続きや審査をスムーズに行うため、必ず、期限内に事前相談の申し込みをしていただきますよう、お願いします。
事前相談を行わない団体からの申請は、受け付けません。

Q 4 交付決定日（10月初旬を予定）前の支出も、補助経費とすることができますか？

- **施設整備事業の場合、交付決定日前に着工している事業は認められません。**
必ず、交付決定日以降に着工してください。
- 地域福祉活動事業の場合は、令和2年（2020年）4月1日以降に開始された取組みに係る経費については、補助の対象となります。
ただし、交付決定前にすべての事業が終了する計画は、申請団体単独での事業実施が可能とみなされ、補助対象となりませんのでご注意ください。

Q5 申請書類の受付期間はいつまでですか？

令和2年（2020年）9月25日（金）が提出期限です（郵送の場合も、当日必着）。
なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
また、申請書類の提出前に事前相談が必要になりますので、事前相談の申込みをお願いします。

Q6 補助金の交付決定は先着順ですか？

先着順ではありません。応募要件を満たしているかを、県で審査したうえで、交付団体を決定します。
なお、申請された団体には、その結果を文書でお知らせします。

Q7 交付決定団体の選定はどのように行うのですか？

補助対象団体であるか、補助対象事業であるか、要件審査を行い、下記の視点から内容審査を行い、選考します。
なお、県の予算の範囲内で交付しますので、選定されても交付額が申請額を下回る場合もありますので、ご了承ください

【組織】	① 実施体制：実績や人材の確保など十分な運営体制が確保されているか。
	② 収支計画：資金計画が確実か、支出予定の補助対象経費が妥当か。
【事業】	③ 必要性：サービスの需要、ニーズは高いか。
	④ 先駆性・モデル性：補助対象としてふさわしい先駆性、モデル性を有しているか。
	⑤ 地域性：事業の企画や実施の段階で、地域住民や関係団体等の参加や連携が図られようとしているか。
【発展性】	⑥ 継続性・発展性 ：今後の事業展望や、次年度以降も自立して事業の継続ができるか。 資金・人材体制や地域の連携体制があるか。

Q8 審査結果はどのようにしてわかりますか？

申請された団体に、直接お知らせします。
また、申請状況、交付決定の状況等は、県ホームページ等の県の広報媒体により一般に公開します。

Q9 事業が選定（交付決定）された場合、補助金はいつ交付されますか？

原則として、事業完了後に実績報告書を提出いただき、事業実績と支出内容を精査して交付額を確定した後、請求に基づき支払うこととなります。

例）2月末事業完了。3月5日に実績報告書提出の場合
→3月下旬交付確定通知 →請求書提出 →4月下旬補助金を指定口座に振込み

Q10 事業完了までの資金が不足する場合は、前払いを受けることができますか？

原則としては、Q9のとおりですが、交付決定額の8割を上限として、必要な理由があれば、交付が決定した団体からの請求により、事業完了前に支払うことができます。その場合は、概算払請求手続きをしていただきます（別記様式第12号）。ただし、事業完了後に提出していただいた実績報告書により確定した額が概算払いした額を下回った場合、差額を返還していただくことになります。

Q11 事業が計画のとおり進められなくなったとき、ペナルティはありますか？

事業内容に変更があるときは、交付申請先に必ずご相談ください。変更の内容によっては、変更申請の手続きが必要となります（変更申請がない場合、補助できなくなる場合がありますので、ご注意ください。）。

なお、以下の場合には、その事実を公表のうえ、補助金の全額または一部を返還していただきます。その場合、加算金を徴することもあります。

- 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- 2 補助金を対象活動または対象経費以外に使用したとき
- 3 正当な事由なく対象活動を中止したり、完了できないとき

Q12 事業はいつまでに終了しなければいけないのですか？

補助対象事業については、令和3年2月28日（日）までに代金の支払いも含めて完了することが必要です。

3月1日（月）の支払い（領収証の日付で確認します）は、補助対象経費から除外して交付額の確定をしますので、ご注意ください。

Q13 事業が完了したとき、何か手続きは必要ですか？

事業が完了した日から10日以内、又は令和3年3月5日（金）のいずれか早い日までに、実績報告をしていただきます。

実績報告は、実績報告書、事業実績書及び収支精算書を作成し、必要な書類等を添付して、申請先と同じところに提出してください。

実績報告書及び添付書類の内容を確認して、県から補助金の額の確定を通知しますので確定通知後に請求書を申請先に提出してください。

請求書の提出を受けてから、補助金を申請者の指定口座に振込みます。

概算払いを受けている場合は、残額を支払います（過払いがあれば差額返還）。

なお、事業成果については、県のホームページや情報誌等で公開させていただきます。

Q14 3者からの見積書徴取や入札手続きを行わず、工事依頼や備品購入をしたい特定の業者がありますが、認められますか？

県の補助金（公金）を受けて行う事業ですので、契約手続きについては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号局長通知）」に基づき、県が行う契約方法に準じて実施していただく必要があります。

したがって、3者からの見積書徴取や入札手続きを行わずに特定の1者に工事依頼や備品購入することは認められません。

Q15 「地域ふれあいホーム」について、スプリンクラー等の消防用設備が必要とのことですが、必ず設置しなければならないのでしょうか？

スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備については、設置が義務となる場合がありますので、申請前に必ず消防機関へ御確認ください。

自動火災報知設備については、宿泊サービスを行う施設は全て設置の義務があります。

なお、スプリンクラー設備については、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造がある場合、スプリンクラー設備の設置が任意となる場合もあります。これも消防機関にご確認ください。

Q16 同一建物内に小規模多機能居宅型施設に「地域ふれあいホーム」を併設しており、小規模多機能型居宅介護施設と「地域ふれあいホーム」を合せて消防用設備の設置工事を計画していますが、全て補助対象となりますか？

「地域ふれあいホーム」が、小規模多機能型居宅介護施設などの宿泊を伴うサービスを提供する施設と併設の場合、消防用設備の設置工事をまとめて行う場合については、「地域ふれあいホーム」部分に係る工事費が補助対象となります。

この場合、面積按分による補助金額の計算となります。

Q17 被災地で行う事業が優先して選定されるのでしょうか？

今年度は、熊本地震及び令和2年7月豪雨による被災地（地域支え合いセンターを設置した（予定含む）24市町村：熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、八代市、人吉市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、美里町、氷川町、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村）で行う事業について、補助率や上限額の嵩上げをしています。

被災地で、地域の縁がわづくりや地域ふれあいホームの整備、地域福活動の事業を行う団体には、補助率を3/4に嵩上げし、また事業費の上限額を引き上げることにより、県の支援を手厚くしているものです。